

令和 7 年度京町家の歴史的風致形成建造物等への指定に係る
調査資料作成業務委託受託候補者選定実施要領

制定 令和 7 年 5 月 1 3 日

(趣旨)

第 1 条 この実施要領は、令和 7 年度京町家の歴史的風致形成建造物への指定に係る調査資料作成業務委託について、まち再生・創造推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(委託費用の上限)

第 2 条 要綱第 3 条に規定する委託費用の上限は、4, 1 0 0, 0 0 0 円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税（1 0 %）を含むものとする。

(受託希望者の募集)

第 3 条 要綱第 4 条第 8 項に規定する受託希望者の募集は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第 4 条第 4 項に定める提案書の提出は、令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午後 5 時までに、次に掲げる事項を記載した令和 7 年度京町家の歴史的風致形成建造物等への指定に係る調査資料作成業務受託に関する提案書（以下「提案書」という。）に、受託希望金額に関する見積書、類似業務等の契約書の写し及び添付書類を添え、提出するものとする。

ア 本業務を実施する場合の体制及び業務実績

イ 令和 7 年度京町家の歴史的風致形成建造物等への指定に係る調査資料作成業務受託に関する提案

ウ 受託希望金額及び作成単価

エ 本提案に関する連絡先

- (2) 要綱第 4 条第 5 項に定める質問は、令和 7 年 5 月 2 1 日（水）正午までに、行わなければならないものとする。
- (3) 要綱第 4 条第 6 項に定めるホームページでの公開は、令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午前 1 0 時までに行うものとする。

(受託候補者選定委員会)

第 4 条 要綱第 5 条第 7 項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局まち再生・創造推進室担当部長
- (2) 都市計画局まち再生・創造推進室京町家保全継承課長
- (3) 都市計画局都市景観部景観政策課長
- (4) 都市計画局都市景観部景観政策課歴史的景観保全担当課長

(受託候補者の選定等)

第 5 条 要綱第 5 条第 11 項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第 3

条第1号に掲げる事項を評価する。

- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価する。
- (3) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあっては、応募条件を緩和する余地がなく、更なる周知活動を行った場合においても当該受託希望者の他の者からの応募の可能性があるとは判断できない場合は、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (5) 受託候補者選定委員会は、前2号の規定により選定しようとする者が、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、前2号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。
- (6) 前号の規定により受託候補者を選定しないこととなる場合には、次に評価点の高い者を受託候補者として選定するものとする。この場合においては、第3号ただし書並びに前号及びこの号の規定を準用する。

附則

この実施要領は、決定の日から施行し、令和7年度京町家の歴史的風致形成建造物等への指定に係る調査資料作成業務委託に関して適用する。